

3日獣発第275号

令和4年1月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 家畜における遠隔診療の積極的な活用について

このことについて、令和3年12月15日付け3消安第4800号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜の遠隔診療を積極的に活用するために、  
①担当獣医師等の定期的な指導を受けていることを前提としたうえで、  
初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能であること、  
②遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面診療への切り替えや、家畜保健衛生所等への連絡など、適切に対応すること、  
③遠隔診療を行う獣医師は、診療に必要な情報入手に努めること、  
④医薬品の処方、使用等の情報を地域の家畜保健衛生所と担当獣医師等の関係者間で共有し、慎重使用の推進を図ること、以上4点について周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601

3 消安第 4800 号  
令和 3 年 12 月 15 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

### 家畜における遠隔診療の積極的な活用について（通知）

畜産業は、我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げてきており、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、家畜の伝染性疾病の予防や食品の安全、農家の収益性向上につながる獣医療の提供が求められている。

これまでも、家畜の遠隔診療については、迅速かつ的確な診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、畜産農家及び獣医師等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による家畜における迅速かつ的確な飼養衛生管理の促進に努められたい。

### 記

#### 1 家畜の遠隔診療の積極的活用における留意事項

- (1) 畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、群の一部に对面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能であること。
- (2) ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診を要する場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、对面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

#### 2 その他の留意事項

- (1) より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手すること。
- (2) 家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。

4日獣発第150号

令和4年9月27日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る  
家畜の動物用医薬品の取扱いについて**

このことについて、令和4年8月16日付け4消安第2457号をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。

先般、「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3消安第4800号令和3年12月15日付け農林水産省消費・安全局通知）」において、積極的に活用するための留意事項が通知され、本会からも令和4年1月12日付け3日獣発第275号にて同様の通知を施行いたしました。

このたびの通知は、先般発出された獣医師の診療に基づく指示等の家畜の動物用医薬品の取扱いについて、改めて内容を整理した旨、周知依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601



公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

### 家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について

家畜の遠隔診療については「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3 消安第 4800 号令和 3 年 12 月 15 日付け農林水産省消費・安全局長通知）」において、積極的に活用するための留意事項を示したところです。このことを踏まえ、今般、獣医師の診断に基づく指示等の家畜の動物用医薬品の取扱について、下記のとおり改めて整理したので関係者に周知願います。

#### 記

- 1 家畜の動物用医薬品の使用については、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 18 条の（1）獣医師の診察により、獣医師自らが家畜に使用する  
（2）獣医師の診察により、当該獣医師が調剤等した動物用医薬品を、家畜の所有者が自己の所有する家畜に使用する  
（3）獣医師の診察に基づく指示により、家畜の所有者が、動物用医薬品販売店から動物用医薬品を購入・郵送し、自己の所有する家畜に使用する  
といった形態が一般的である。また、獣医師法（平成 4 年法律第 46 号）第 5 条に基づき診療施設を管理する獣医師が、離島等に具備した当該診療施設の複数の貯蔵設備を管理し、遠隔診療の後、当該貯蔵設備から動物用医薬品を指示・処方する事例がある。
- 2 また、①家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に基づく飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師である等といった理由から定期的な指導を行っている場合や、②過去の群内の事故発生率や繁殖成績等を獣医師が正確に把握できている場合などにおいて、当該獣医師は、当該農場での家畜の診療に必要な動物用医薬品の量と期間が予見できる場合がある。  
当該獣医師は、動物用医薬品の適正な使用に必要な事項について注意及び指導を行った上で、家畜の所有者に対して予め動物用医薬品を指示・処方することがある。この場合においても、消費者からの国産畜産物への信頼確保の観点から、家畜の所有者は、症状の経過等に応じて、動物用医薬品を使用する際には、改めて獣医師の診断を求めるといった動物用医薬品の慎重使用に努めている。
- 3 なお、家畜の所有者は国産畜産物への信頼確保のみならず、農場経営の実態把握のためにも生産資材のひとつである動物用医薬品の在庫管理を当然に行っているが、先述の飼養衛生管理基準においても記録の作成及び保管として「投薬その他の措置の状況」が対象となっている。  
また、獣医師は予め診断等した場合と、改めて診断を行った場合の両方について診療簿へ記載している。これらによって動物用医薬品の使用履歴等の明確化も可能となっている。